

平成 28 年 4 月 1 日
兵庫県立伊川谷北高等学校

気象警報の発令時 および 交通機関運行停止等における授業措置について

(1) 生徒登校前の措置

ア 平常授業時（6 限または 7 限授業日）

神戸市に大雨・洪水・暴風・大雪のいずれかの気象警報(特別警報含む)が発令されているとき、または、神戸市内の公共交通機関(神戸地下鉄、神戸市営バス、山陽バス)が運行停止し登校できないとき、当日の午前 7 時、10 時の情報を基準として判断する。

(ア) 7 時までに警報が解除または運行が再開された場合は平常通りとする。

(イ) 10 時までに警報が解除または運行が再開された場合は第 5 限から始める。
(12 時 55 分登校)

(ウ) 10 時現在で警報発令中または運行停止中の場合は臨時休業とする。

なお、神戸市以外に居住している生徒については、次の扱いとする。

① 神戸市に警報が発令されているとき、または、神戸市内の公共交通機関が運行停止しているとき、居住区域の状況に関わりなく、上記の(ア)~(ウ)に従う。

② 神戸市には警報が発令されていないが居住区域には警報が発令されているとき、または、神戸市内の公共交通機関は運行されているが、居住する地域の公共交通機関が運行停止し登校できないとき、自宅待機とする。午前 10 時までに警報が解除または運行が再開された場合は、安全に配慮しつつ速やかに登校する。この措置により出席できなかった授業または遅刻した授業については、すべて出席扱いとする。午前 10 時までに警報が解除または運行が再開されなかった場合、この日はすべて出席扱いとする。

イ 定期考査時（学年別の考査期間の場合、該当学年のみの措置とする）

神戸市に大雨・洪水・暴風・大雪のいずれかの気象警報(特別警報含む)が発令されているとき、または、神戸市内の公共交通機関(神戸地下鉄、神戸市営バス、山陽バス)が運行停止し登校できないとき、当日の午前 7 時の情報を基準として判断する。

(ア) 7 時までに警報が解除または運行が再開された場合は平常通りとする。

(イ) 7 時現在で警報発令中または運行停止中の場合は臨時休業とする。また、この日の考査は、原則として考査最終日の翌授業日（休日除く）に行う。

なお、神戸市以外に居住している生徒については、次の扱いとする。

- ① 神戸市に警報が発令されているとき、または、神戸市内の公共交通機関が運行停止しているとき、居住区域の状況に関わりなく、上記の(ア)～(イ)に従う。
- ② 神戸市には警報が発令されていないが居住区域には警報が発令されているとき、または、神戸市内の公共交通機関は運行されているが、居住する地域の公共交通機関が運行停止し登校できないとき、自宅待機とする。警報が解除または運行が再開された場合は、時間的に受験可能な考査があれば、安全に配慮しつつ速やかに登校する。この措置により受験できなかった科目または遅刻した科目については、すべて出席扱いとする。

(2) 生徒登校後の措置

下記の場合は学校長の指示により速やかに下校等の措置をとる。ただし、神戸市以外の居住地域の気象状況や交通機関の運行状況に、十分配慮すること。

ア 神戸市に暴風・大雨・洪水・大雪のいずれかの気象警報が発令されたとき。

イ 交通機関（地下鉄、バス）が、運行停止となるおそれのあるとき。

以上